

首都直下地震時における救援航空機等の安全対策マニュアル改定に関する  
第4回説明会議事要旨（案：出席者確認前）

1. 情報共有（横田基地への概要説明時のやりとり）（内閣府 中瀬）  
別紙「20.2.26 米軍説明議事要旨」に基づき説明
2. 最終協議案からの修正事項（内閣府 中瀬）
  - 新聞協会から頂いた文言の修正が主。例えば、「災害活動ヘリコプター等」を官民双方を指す「ヘリコプター」に修正したり、その他理由が全うであるものは意見を反映した。細部は事前に送付したとおり。
  - 「輻輳の防止、解消のための要領エ関連」のノータム例を削除  
理由は、本文、合意事項、ノータム例の整合性が図れていないため。具体的には、本文 p8「エ 飛行機数の制限」に記載されている飛行機数の制限の対象は関係機関のヘリのみであり、関係協力団体に自粛要請や機数制限の影響が及ぶのは天候不良時のみと読み取れる。一方で、運用上の合意事項には最大制限時でも代表機による取材は担保しているように、輻輳する空域においては関係協力団体に対しても自粛要請や機数制限の協力要請を行うことはH20年から合意している。  
本来、「飛行機数の制限」の項目に、関係協力団体に対してそのような要請を行うことを記載すべきであったと反省するところであるが、今回の改定では間に合わないので了承してほしい。
3. 合意事項の説明
  - 第3回説明会時に提案した R2.1.23 素案に記載した検討事項のうち、以下の2点は記載する理由により削除した。（内閣府 中瀬）
    - ④2）米軍横田基地との連絡体制  
首都直下地震発災時、在日米軍司令部のカウンターパートはJTF（統幕）であり、窓口が明らかになったため記載不要。
    - 5）その他、米軍横田基地から提起された事項  
他の記載項目との重複または包含されるため整理・統合し、削除。
  - 合意事項1項について（内閣府 中瀬）  
マニュアル本文では、飛行予定の通報等は、関係機関に対しては定められているが関係協力団体に対しては定められていない。ただし、マニュアルが適用される期間は、関係協力団体の飛行計画も共有し、より安全を確保することが望ましいという趣旨で記

載。また、電子メールやFAX等での通報を怠らないことに言及。

● 2項について（内閣府 中瀬）

H20年の合意事項を踏襲し、飛行機数制限時でも報道を完全に排除しない趣旨で記載すべき。スチール、ムービーの用語は、現代使用するものに修正。

● 3項について

（新聞協会 読売新聞）

- ・すでに東北や各都道府県でマニュアルが乱立しており、有効か有効でないかも定かではないのが実情。この管理を誰がやるのかという問題がある。防衛省自衛隊が作成するパターンと地方公共団体が作成するパターンの2通りある。東北6県を東北方面隊が作成しており、途中で協議を申し入れても拒否されたことがあった。ガバナンスが効いていないのが問題点。現に存在するマニュアルを誰がどのように把握するかもわからず、ここに記載されたとしても有名無実化している。
- ・各地域のマニュアルはH20年のものを基に作成している。今回の改定で空域区分も設定されたので、今後、改定のいい影響が出てきてくれることを期待している。

（内閣府 中瀬）

- ・問題認識は承知した。現状がどうなっているのかも含め、この問題のアプローチの仕方自体について検討していく必要がある。本マニュアルは官民で検討を重ねて策定したが、ある意味成功例であり、我々は先駆けとしての立場にあると自負している。そういう観点でこの項目自体を削除することはすべきではない。

● 4項3)について

（内閣府 中瀬）

- ・第3回説明会時に新聞協会から質問があり国交省が口頭で回答していたが、指定飛行経路の図だけ見ると、特別管制区と指定飛行経路が重複しているため、どのような前提（想定）でこのように設定したのか疑義が生じるおそれがある。例えば、補足説明的にマニュアルに措置事項を記載できるかも含めて整理する必要があると考えた。マニュアルに明確に記載することは厳しいという認識か。

（新聞協会 読売新聞）

- ・「前提事項の整理」という用語を使用すると、初めてこの合意文書を目にした人は前提事項とは何か、議事録等を探し始めることになる。単に「…特別管制区に関する事項の整理」でよい。問題点の共有は、特別管制区の飛行に関する許可業務をどうするかであり、それは共通認識を取れている。
- ・マニュアル本文に特別管制区に関する記載をしなかったとしても、包括許可の方法がいくつかあるので、それらに関係者が平素から共有し、議事メモ等に残しておくことは重要。発災後はパニックになり混乱が想定される。

（国交省航空局）

- ・特別管制区の包括許可については、状況に応じて対応する事項であり、状況がなかなか想定しづらい。したがって、予めルールとしてマニュアルに記載するという観点では難しいと認識してもらいたい。状況に応じてどういった手段が想定されるか等、引

き続き検討する事項として記載することは了解した。

#### 4. 連絡事項

- これで内容については合意できたので、今後、合意文書を内閣府が各協力団体を回って承認印を頂いて回る。関係機関は内閣府が代表して押印する。細部、日程調整させていただく。
- 今後のスケジュールは、また来年度以降調整し、お示しさせていただく。